

青森県果報

第二千三百三十九号

平成十五年二月二十一日(金曜日)

目次

訓令

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令……………(防災消防課) ……一

告示

救急病院の設置……………(健康医療課) ……二

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……二

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……二

保安林の指定予定……………(林政課) ……三

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……三

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……四

政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……六

政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……六

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……七

政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出……………(同) ……七

公安委員会

型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……八

正誤

訓

令

平成十五年二月五日定例公告中……………(健康福祉課) ……八
平成十五年二月十日定例公告中……………(健康医療課) ……八

青森県訓令甲第一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年二月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令

青森県防災行政用無線通信規程(平成十二年四月青森県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表中

和田地球局	上北郡七戸町字山館(和田ダム管理所)	SCCじちたいあおもりけん あおもりかはんちきゅうV3
-------	--------------------	--------------------------------

を

和田地球局	上北郡七戸町字山所(和田ダム管理)	SCC けん あおもりかはんち きゆうV3
夏坂地球局	三戸郡田子町大字夏坂字大川目(夏坂ダム管理所)	SCC けん あおもりかはんち きゆうV116
二ノ倉地球局	三戸郡新郷村大字戸来字雨池(二ノ倉ダム管理所)	SCC けん あおもりかはんち きゆうV117

この訓令は、公表の日から施行する。

告示

青森県告示第九十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十五年二月二十一日

青森県知事 木村守男

名称	所在地	認定の有効期限
医療法人平成会 八戸平和病院	八戸市湊高台二丁目四の六	平成十八年二月十三日

青森県告示第九十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十五年二月二十一日

に改める

青森県知事 木村守男

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定期間
株式会社 具の丸和	青森市問屋町一丁目七の七	福祉用具貸与	株式会社 具の丸和	青森市問屋町一丁目七の七	平成十五年一月一日
社会福祉法人 諏訪ノ森	青森市大字諏訪沢字丸山七二	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム 宮田館	青森市大字宮田四丁目二三八の四	〃
社会福祉法人 オリーブ会	弘前市大字鷹匠町一六の一	訪問介護	オリブグループホーム ショーン	弘前市大字鷹匠町一六の一	〃
医療法人 敬生会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸の字一上富田二〇〇	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム しらかみ	西津軽郡深浦町大字関字小島崎五八の三	〃
有限会社 修清	北津軽郡中里町大字中里字宝森二九一の三	訪問介護	訪問介護 宝森	北津軽郡中里町大字中里字宝森二九一の一	〃
医療法人 南六会	八戸市小中野一丁目四の五二	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム さいうん	三戸郡南郷村大字島守字阿庄内一五の六	〃

青森県告示第九十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十五年二月二十一日

青森県知事 木村守男

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所名称	所在地	指定期間
特定非営利活動法人 八戸市長者一丁目	八戸市長者一丁目	在宅介護支援セ	上北郡下田町中	平成十五年二月二十一日

動法人自立支
 援センターフ
 イルBの五
 とンターふおれす
 野平四〇の一
 一四・二・ハ

青森県告示第九十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年二月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 保安林予定森林の所在場所
三戸郡田子町大字遠瀬字大曾利一六の一六（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一 以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称 民主党青森県第4区総支部	代表者 横山北斗	会計責任者氏名 樋口 敬	主たる事務所の所在地 弘前市大字西城北二丁目四の四二	届出年月日 平成 四・二・九
-------------------------	-------------	-----------------	-------------------------------	----------------------

政党以外の政治団体

政治団体の名称 七戸ひとし後援会	代表者 七戸 仁	会計責任者氏名 七戸 信	主たる事務所の所在地 西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂一〇の三	届出年月日 平成 四・〇・一
中島谷直則後援会	外崎幸一	川崎幸男	西津軽郡稲垣村大字沼館字脇森一の二六	四・〇・七
あしながの会	安田弘美	小山内 昭彦	弘前市大字浜の町東三丁目三の六〇	四・〇・三
工藤智幸後援会	工藤智幸	工藤直美	八戸市大字大久保字下大久保三四	四・〇・四
長内正宏後援会	新岡良一	鎌田吉卿	弘前市大字山崎二丁目二の八	四・〇・九
高谷友視後援会 友心会	高谷節夫	小山内 昌義	弘前市大字中別所字電四九の二	四・二・一
船水奥彦後援会	丸山隆次	佐藤克己	弘前市大字宮川二丁目三の二	四・二・六

馬場正治を支援する会	田中清造後援会	「さわやか県政」をつくる県民の会	いい青森をつくらう良い故郷をつくらうの会	平野良一を支える会	平野良一後援会	平野良一後援会	青森県医薬品配置業連盟	小田桐智高後援会	蹴揚清人後援会	三国良子後援会	船水信義後援会	藤田たかし後援会	加藤とし子後援会	山日誠一後援会
村上博	田中清造	金澤 茂	三上 徹	常田武宏	平野良一	平野良一	堀 義雄	村上辰美	森 一男	玉田ユウ子	尾張幸男	工藤敏雄	杉村憲子	山本忠美
竹内ヤエ	田中美智子	前田雄悦	米田哲矢	工藤良信	山田清彦	山田清彦	金山正美	永沢俊之	村木 進	佐藤 久	尾張勝江	工藤 勅	山田樹孝	川代歳昭
上北郡下田町字三本木一三〇の九	弘前市大字種市字木幡一五四の二	青森市古川二丁目二〇の五	青森市中央二丁目一の四	南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田一九一の一	青森市古川二丁目二〇の五	弘前市大字青女子字桂川五四の一	弘前市大字城東一丁目一〇の一四	南津軽郡藤崎町大字葛野字新岡元一一一	三戸郡田子町大字田子字田子四一の一	弘前市大字宮川二丁目三の二	弘前市大字高杉字神原一〇九の二	弘前市大字田茂木町六九	弘前市大字城西二丁目一〇の九	八戸市城下一丁目一〇の一
一四・三・二四	一四・三・三〇	一四・三・三〇	一四・三・一九	一四・三・二六	一四・三・二六	一四・三・二三	一四・三・二〇	一四・三・三三	一四・二・二六	一四・二・二五	一四・二・二五	一四・二・二三	一四・二・二三	一四・二・一六

青森県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十五年二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党青森県青森市第二支部	会計責任者 主たる事務所所在地	山本輝	高橋 聖記	平成 一四・二・二六
自由民主党青森県遺族会支部	会計責任者 主たる事務所所在地	成田 州悦	小泉 秀太郎	一四・二・二六

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
菊池一郎後援会	代表者	勝山 陽一	山中 喜代美	平成 一四・二・二七
館山治光後援会	主たる事務所所在地 代表者	弘前市大字青女子字桂川五四の一 館山 優子	弘前市大字青女子字桜刈五三三の一 塩崎 勇蔵	一四・二・二三
	会計責任者	館山 優子	館山 竜治	

ひらさわ敬義後援会	杉本喜春後援会	間山隆彦後援会	夏坂秀一後援会	やさしさと活力あふれる町づくりの会	川村悟連合後援会	成善を励ます会	西川時夫後援会	工藤兼光後援会
代表者	代表者	会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地
西崎 義三	三浦 浩	間山 治子	佐々木 伊志雄	三戸郡福地村大字 坵渡字坵渡二七	石川 雄二	弘前市大字青山一丁目一三の一三	柿崎 義勝	工藤 正美
島 茂夫	百目木 保勝	佐々木 力三	滝田 専太郎	三戸郡福地村大字 片岸字坂ノ下二五	小笠原 正勝	弘前市大字本町一丁目一三の一三	熊谷 寿一	崎野 義盛
一四・二・二五	一四・二・二三	一四・二・二二	一四・二・二四	一四・二・一一	一四・二・一一	一四・二・一五	一四・二・二六	一四・二・二六

梶田健義後援会	青森県商工政治連盟	荻田重一郎後援会	荻田重一郎希成会	黒川勇一後援会	中野渡はるお後援会	青森県民協会東青森支部	青森県民協会	山田知連合後援会	相川正光後援会	
主たる事務所の所在地	会計責任者	主たる事務所の所在地	会計責任者	代表者	代表者	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	代表者	政治団体名	代表者
上北郡下田町字中下田五〇三の二	五十嵐 昇	青森市大字幸畑字松元三七の一〇九	工藤 文雄	伊賀 義勝	佐々木 敏雄	青森市新町二丁目八の一八	青森市新町二丁目八の一八	向中野 金次郎	山田知連合後援会	工藤 寛寿
上北郡下田町字中下田一七二	今井 康真	青森市新町二丁目八の二六	佐藤 清	駒井 末吉	中野渡 春雄	青森市新町二丁目八の二〇	青森市新町二丁目八の二〇	蟹沢 幹夫	山田知後援会	相川 順子
一四・二・二六	一四・二・二六	一四・二・二三	一四・二・二三	一四・二・一〇	一四・二・一六	一四・二・一六	一四・二・一六	一四・二・一五	一四・二・二六	一四・二・二六

青森県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十五年二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党青森県桜友会支部	平成一四・二・一	平成一四・二・一六

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
小坂郁夫後援会	平成一三・三・二五	平成一四・一〇・二
館山治光後援会	一四・一〇・二五	一四・一〇・三
工藤智幸後援会	一四・一〇・二四	一四・一〇・二四
長内正宏城南後援会	一四・一〇・二九	一四・一〇・二九
川村てつお後援会	一四・二・二	一四・二・六
行政コスト研究会	一四・二・二	一四・二・六
藤田たかし後援会	一四・一〇・三	一四・二・三

船水信義後援会	一四・一〇・三	一四・二・一五
蹴場清人後援会	一四・二・九	一四・二・一六
政治結社義闘塾	一四・二・二七	一四・二・一六

青森県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十五年二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団体の 名称	代表者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	届 出 年月日
七戸 仁 （岩崎村長）	七戸ひとし後援 会	七戸 仁	西津軽郡岩崎村大字岩 崎字玉坂一〇の三	平成 一四・一〇・一
工藤 智幸 （県議会議員）	工藤智幸後援会	工藤智幸	八戸市大字大久保字下 大久保三四	一四・一〇・二四

青森県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届 年 月 日 出
川村 悟 (県議会議員)	やさしさと 活力あふれ る町づくり の会	公職の種 類	県議会議員	弘前市議会 議員	平成 二〇一 一
		主たる事 務所の所 在地	弘前市大字青 山一丁目一三 の二三	弘前市大字本 町一	

青森県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
工藤 智幸 (八戸市議会議員)	工藤智幸後援会	工藤智幸	八戸市大字大久保字下 大久保三四	平成 一四・〇・二四
川村 鉄宰 (青森市議会議員)	行政コスト研究 会	川村鉄宰	青森市大字荒川字筒井 六	一四・二・六
中野渡 春雄 (十和田市長)	中野渡はるお後 援会	中野渡 春雄	十和田市大字深持字山 ノ下四八の二	一四・三・六

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年二月二十一日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
回胴式遊技機	パイジマ	株式会社メーシー販売
"	ハナビヒヤッケイE	株式会社エレコ
"	リニアフラッシュ 30	株式会社オイズミ
"	スペックA	"
"	ブラックフォースX	株式会社ダイドー

正

誤

健康福祉政策課

発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤	正
平成一五・二・二五 第二一三三二号	公 告	五	下	二	第六号	第八号

健康医療課

発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤	正
平成一五・二・二〇 第二一三四号	公 告	二	上	六	第六号	第八号

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭